あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル1 甘い言葉で誘惑

うちがサポートすると平均100万円は皆さんもらっていますよ。支払われた**保険金の使い道は自由**です。

100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険金は**手数料なしで申請**いただけます。

えっ! そんなにサポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。

トラブル2 知らない間に詐欺に加担

被害診断から
保険金の請求まで
全てこちらにお任せください!

もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな…

うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する業者も存在します。

「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」か「損害保険代理店」に

まず相談!

トラブル事例をYouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」

https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html

作成 一般社団法人 日本損害保険協会
協力 消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan / 金融庁 Financial Services Agency / 警察庁 National Police Agency / 独立行政法人 国民生活センター

「保険が使える」にご用心!

あなたの身近でも増えています!

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後に
トラブルが多くなります。

手数料はかかりません!

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。

保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。

台風や大雪による被害

地震による被害

必要なものの例:被害箇所の写真、修理見積書※

※修理見積書作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。

地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問合せください。

一般的な請求手続き方法については、こちらからご確認いただけます。

トラブル相談が多く寄せられています。

5年前の約3倍に急増しています!

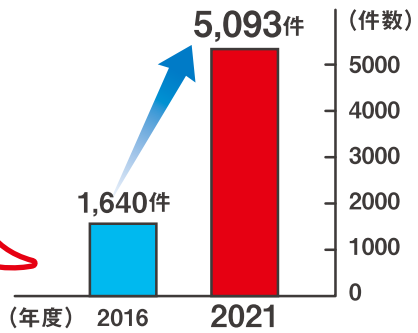

データは2022年4月30日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

ご相談事例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に来訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時にのみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。
100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないか。

(2020年受付　40歳代　男性　関東地方)　国民生活センター相談事例をもとに再構成

損害保険に関するご相談はこちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)<全国共通・通話料有料>
0570-022808
受付日:月～金曜(祝・休日および12月30日～1月4日除く)
受付時間:午前9時15分～午後5時
※電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241へおかけください。

保険金詐欺の通報はこちらへ

保険金不正請求 ホットライン
専用フリーダイヤル **0120-271-824**(ふせい はつうほう)

契約トラブルに関するご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188(いやや)
身近な消費生活相談窓口につながります!

2022.08